

定 款

一般社団法人 日本実験動物技術者協会

一般社団法人 日本実験動物技術者協会 定款

目次

第1章 総則

第1条 名称

第2条 事務所

第2章 目的及び事業

第3条 目的

第4条 事業

第3章 会員

第5条 会員

第6条 入会

第7条 退会

第8条 除名

第9条 会費

第10条 個人会員の権利

第4章 社員総会

第11条 構成

第12条 開催

第13条 招集

第14条 権限

第15条 議長

第16条 議決権

第17条 決議

第18条 議事録

第5章 理事・監事

第19条 理事・監事の設置

第20条 理事・監事の選任

第21条 理事長の権限

第22条 副理事長の権限

第23条 支部長の権限

第24条 部局長の権限

第25条 監事の権限

第26条 任期

第27条 損害賠償責任の免除

第6章 理事会

第28条 理事会の設置

第29条 権限

- 第30条 開催・招集
- 第31条 議長
- 第32条 決議等
- 第33条 議事録
- 第34条 臨時理事会
- 第35条 理事会規則
- 第7章 部局・委員会
 - 第36条 部局
 - 第37条 委員会
 - 第38条 委員長
 - 第39条 招集・出席
- 第8章 支部
 - 第40条 設置
 - 第41条 支部規約
 - 第42条 支部事務局
 - 第43条 支部役員
 - 第44条 支部員
- 第9章 資産及び会計
 - 第45条 事業年度
 - 第46条 資産
 - 第47条 資産管理
 - 第48条 会計
 - 第49条 事業計画及び収支予算
 - 第50条 事業報告及び決算
 - 第51条 剰余金
- 第10章 定款の変更、合併及び解散等
 - 第52条 定款の変更
 - 第53条 合併等
 - 第54条 解散
 - 第55条 残余財産の帰属
- 第11章 その他
 - 第56条 公告の方法
 - 第57条 事務局
 - 第58条 名誉会員、顧問
 - 第59条 運営必要事項
- 附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本実験動物技術者協会と称する。

2 英文名は、Japanese Association for Experimental Animal Technologists と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、実験動物技術に関わる実験動物学・生物学・医学・薬学等の学術的発展及び社会貢献に寄与するため、知識の習得・技術の研鑽をもって、実験動物技術者の資質の向上を図る。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互における知識及び技術の交流
- (2) 実験動物技術者の育成のための事業
- (3) 講演及び講習会の開催
- (4) 会誌その他出版物の発行
- (5) 関連機関との交流及び情報交換・資料の収集
- (6) その他前条目的を達成するため必要な一切の事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当法人における会員の種別は、以下の通りとする。会費は、別に定める規程によるものとする。

- (1) 個人会員 実験動物ならびに動物実験に関わる業務等に従事する者で、当法人の目的に賛同し、会費を納入した個人
 - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同した個人又は法人・団体
- 2 前項の会員のうち、個人会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人に個人会員として入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記載し当法人事務局に提出し、当法人の理事会の承認を受けなければならない。

当法人の理事会の承認があった場合には、入会金及び当該年度の会費を当法人事務局に納入して、入会が認められるものとする。

2 当法人に賛助会員として入会を希望する個人又は法人・団体は、入会申込書に必要事項を記載し当法人事務局に提出し、当法人の理事会の承認を受けなければならない

当法人の理事会の承認があった場合には、当該年度の賛助会費を当法人事務局に納入して、入会が認められるものとする。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、当法人事務局に退会届を提出しなければならない。

2 個人会員は、次の場合には退会したものとみなす。

(1) 1年以上会費未納で催促に応じない場合

(2) 死亡、会員本人の成年後見及び保佐開始の審判があった場合

3 賛助会員は、次の場合には退会したものとみなす。

(1) 個人の賛助会員は、死亡、会員本人の成年後見及び保佐開始の審判があった場合

(2) 法人の賛助会員は、法人又は団体の消滅、解散、破産及びそれに準ずる事由があった場合

(除名)

第8条 会員が当法人の目的に反する行為があったとき、当法人の名誉を著しく損なう行為をしたときについては、社員総会の決議により除名することができる。

(会費)

第9条 会費は会員の種類により、個人会費と賛助会費に分ける。

2 個人会員は、所定の会費を毎事業年度末までに納めなければならない。

3 入会金及び会費は社員総会の定めるところによる。

4 賛助会費は口数による。

5 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(個人会員の権利)

第10条 個人会員は次の権利を行使することができる。

(1) 定款の閲覧(法人法第14条第2項)

(2) 社員名簿の閲覧等(法人法第32条第2項)

(3) 社員総会の議事録の閲覧等(法人法第57条第4項)

(4) 社員の代理権証明書書面等の閲覧等(法人法第50条第6項)

(5) 議決権行使書面の閲覧等(法人法第51条第4項及び第52条第5項)

- (6) 計算書類等の閲覧等(法人法第129条第3項)
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等(法人法第229条第2項)
- (8) 合併契約等の閲覧等(法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項)

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、個人会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第13条 社員総会は、当法人の運営規程に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の1週間前までに社員に通知しなければならない。但し、書面表決又は電磁的方法による書面表決を行う場合は、社員総会の2週間前までに社員に通知しなければならない。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業計画、予算の承認

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 定款の変更

(4) 支部の設置、変更

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 解散及び残余財産の帰属の決定

(7) 会員の除名

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会の議事の要項及び決議事項は、社員に通知又は公示する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会に出席している社員から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会は総社員の過半数以上で成立し、出席した社員の議決権の過半数にあたる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の決議については、社員の過半数以上が出席した社員総会において、その3分の2をもってこれを決する。

(1) 定款の変更

(2) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(3) 会員の除名

(4) 理事・監事の選任・解任

(5) 解散及び残余財産の帰属の決定

(6) その他法令で定められた事項

3 社員は、委任状その他代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の社員である代理人によってその議決権を行使することができる。

4 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。第17条第3項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第17条第4項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 理事・監事

(理事・監事の設置)

第19条 当法人には次の理事・監事を置く。

(1) 理事長 (代表理事) 1名

- | | |
|----------|-----------------|
| (2) 副理事長 | 1名以上2名以内 |
| (3) 支部長 | 2名以上(支部の総数に準ずる) |
| (4) 部局長 | 2名以上(部局の総数に準ずる) |
| (5) 監事 | 2名 |

2 当法人の理事は、理事長、副理事長、支部長及び部局長とする。

(理事・監事の選任)

第20条 理事・監事は、社員総会の決議によって個人会員の中から選任する。

(理事長の権限)

第21条 理事長(代表理事)はこの法人を代表し、その業務を執行し、会務を総括する。

(副理事長の権限)

第22条 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また理事長に事故があったときは、必要があれば新理事長が選任されるまで理事長があらかじめ指名した順序によって副理事長がその職務を代行する。

(支部長の権限)

第23条 支部長は、理事会を構成し、当法人の運営における重要事項を審議し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

(部局長の権限)

第24条 各部局長は、部局を主催し、当法人の日常業務を行うとともに、各々の部局の審議事項を検討し、理事会での審議を依頼する。

(監事の権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 理事・監事の員数を欠く場合は、新たに選出を行う。補欠の理事・監事の任期は、任期満了前に退任した理事・監事の任期の満了時までとする。

- 3 理事又は監事が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(損害賠償責任の免除)

第27条 当法人は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 当法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事外の者に対して、理事会が許可すれば出席できる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の運営及び業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)社員総会に付議する事項
- (4)理事長(代表理事)、副理事長の選定及び解職
- (5)事業報告及び収支決算、計算書類等の承認
- (6)事業計画及び収支予算の承認
- (7)部局員・委員の監督・解職
- (8)当法人への入会承認
- (9)その他法律によって理事会決議事項と定められている事項

(開催・招集)

第30条 理事会は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

- 2 理事会は理事長が必要と認めたとき、又は全理事の3分の2以上の要求がある場合に理事長が招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 4 理事会の招集は、会議の1週間以前に書面又は電磁的方法により通知を発送しなければならない。
- 5 理事長は、理事に、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

6 理事会の事務連絡は事務局長が行う。

(議長)

第31条 理事会の議長は理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。但し、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(臨時理事会)

第34条 理事長は必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

2 招集について第30条に従うものとする。

3 臨時理事会の事務連絡は事務局長が行う。

(理事会規程)

第35条 理事会に関する事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規程による。

第7章 部局・委員会

(部局)

第36条 当法人は次の部局を置く。

(1) 事務局

(2) 財務部

- (3) 企画調整部
- (4) 情報部
- (5) 編集部
- (6) 実験動物福祉部
- (7) その他、理事会が必要と認めたもの

2 部局の活動・内容については、別途理事会で定める運営規程に従う。

(委員会)

第37条 理事長は、特に専門的な事項を審議する機関として、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員には過半数を超えない限り、個人会員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第38条 委員会の委員長は、理事長が個人会員の中から選出し、理事会の承認を受ける。

(招集・出席)

第39条 各部局会、委員会は必要に応じ、その長が招集する。

2 理事・監事は各部局会や委員会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 支部

(設置)

第40条 当法人の事業を行うために支部を置く。

2 支部の設置は社員総会の決議による。

(支部規約)

第41条 支部内において支部規約を定めることができる。但し、当法人の定款に反してはならない。

(支部事務局)

第42条 各支部には支部事務局を置くことができる。

(支部役員)

第43条 支部には、支部長、副支部長、支部監事等必要な役員を置く。

(支部員)

第44条 個人会員は、原則として会員が所属する職場の住所地にある支部に属する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(資産)

第46条 当法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費(個人会費と賛助会費)
- (2) 事業賛助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産管理)

第47条 当法人の資産の管理は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(会計)

第48条 当法人の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得た上で定時社員総会において報告するものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、会員移動状況書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で定時社員総会において報告するものとする。

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(合併等)

第53条 社員総会の決議によって他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(解散)

第54条 当法人は法人法に定められた事由によるほか、社員総会の決議によって解散することができる。社員総会の決議は総社員の過半数以上が出席し、その3分の2をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第55条 当法人を清算する場合において法人が有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の目的に類似する団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 その他

(公告の方法)

第56条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(事務局)

第57条 当法人の事務は、当分の間外部機関に委嘱する。

2 委嘱する外部機関については、理事会で決定する。

(名誉会員、顧問)

第58条 当法人は社員総会の決議を経て名誉会員、顧問を置くことができる。

2 名誉会員は終身とする。

3 顧問は理事長経験者から選任される。

4 名誉会員、顧問に関する細則は別に定める。

(運営必要事項)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会により別途定める。

附 則

- 1 第45条の規定にかかわらず、当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成29年8月31日までとする。
- 2 当法人の設立初年度、次年度の事業計画及び予算は、第14条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。なお、これを変更する場合は理事会の承認で足りる。
- 3 当法人の設立時の役員等は、第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時代表理事(理事長)	坂本 雄二
設立時理事(副理事長)	小木曾 昇
設立時理事(副理事長)	中野 洋子
設立時理事	一戸 一晃
設立時理事	樫木 勝巳
設立時理事	牧 宏信
設立時理事	渡邊 利彦
設立時理事	武井 信貴子
設立時理事	室田 宏之
設立時理事	高橋 智輝
設立時理事	伊藤 恒賢
設立時理事	江藤 智生
設立時理事	前田 典彦
設立時理事	武智 眞由美
設立時理事	野口 和浩
設立時理事	後藤 一雄
設立時監事	瀧澤 芳夫
設立時監事	鵜飼 学

- 4 当法人の設立時社員の氏名・住所は、次のとおりとする。